

特啓先般東代表者を通じて種々御懇談致し候
二月より總ての方面に緊縮改革の方法を試み
得たる窮屈に際し姑息常套の手段を以てしては全然作不能に墜
入可きに付き於に日給減額を実行せり可からざる不幸に逢
遇致し候は御互に遺憾とする處に御座候
一日給は參割を減す

但し最低額は専用貳拾五銭とす

二割五分加給後前回通り

二、半月省勵賞與及定期昇給の既定は専分中止す

三、作業成績に依る材料品節約の利益は割増金とす

四、施行期日は十一月二十日とす

誠に即氣の毒千萬に候へ共此の際會社と共に榮の實を擧ぐる
所の忍心難きを忍ぶ宏量を以て御承知相成度此故而通知候也
猶御都合上減額に對し御不満の方には此際奈何とも存す態はざ

がる次第に付退職を願ふおり他に方法無之候事左該條件而諒知
相成度候

一、承認の方は十一月二十日迄に印章携帶御東社ある又は書面
を以て而通知の事

二、十一月二十日迄に承認の而通知なき方は退職と看做し別に解
雇の通知を發せす

三、既定の退職手當受領は十一月二十日より之日以後印章携帶
出社の事

十一月十八日

東亜鍍金合資會社

右及中(通)報候也